

(年利息一円七六銭)。負債はない。横浜へ菖蒲・野菜・卵などを販売し、また市内から下肥を得ることが出来る近郊農家で、比較的豊かな部類に属するであろう。都市近郊に位置しない一般自作・自小作農では、現金収入はこの経営を下回ると思われる。この経営は水田五反から三〇俵(一二石)を收穫している。反収二石四斗は当時の県下では高い水準である。しかし、うち、一俵を小作料として納め、八俵を販売すると、残り一一俵(四石四斗)しか残らない。したがって、八人家族では、これだけの米を作りながら、麦・粟との雑食をしなければならなかった。<sup>(2)</sup>副食・嗜好品は、酒・煙草・砂糖・菓子等の購入がほとんどで、そのほとんどは自給であった。衣服も、多くは自家で糸を買い機を織って自給している。魚・肉類の購入は、祭り・祝儀・不祝儀のときに限られたであろう。こうした切り詰めた生活をしながら、一年の利益として手許に残る現金は六円四三銭、貯蓄金からの利子収入を除けば、四円六七銭、すなわち、年間の煙草代ほどの額でしかなかった。しかも、農業のみによっては経営は維持できず、横浜等への出稼ぎ・機織りや卵・鶏・沢庵・菖蒲・菓細工品などの販売という副業(余業)をすることによって始めて、右程度の「利益」を得ることができた。したがって、不作・家族の病気等の事故があれば、たちまち赤字に陥ることは必然であった。この経営の長所・欠点として、

長所―横浜に近き故、野菜などを売り又肥料など買ふに便なり、田の用水十分にて水旱の患なし、農閑には日備稼ぎをなせば日当を得るの利あり。欠点―交際費生計費の増加すること多大なり、作物に病氣と虫害とを生ずるの損多し、酒煙草砂糖の高価なるは閉口、瓜が早く上つてしまふには困る。

という諸点があげられ、また、経営主は希望として、「作物の病氣と虫とを退治する工夫をなしたきものなり。野菜物の直段さへ高くなれば他のものどうでも宜し。毎年懸りは殖る、売る物は減るので困る、早く子供が育って一パシヤルやうになれば良いが……」と述べている。商品経済の浸透が、この経営の将来に不安を与えている。しかし、横浜近郊であることが現金収

入に有利な条件ともなっていた。しかし、県下一般の自作・自小作農家では、「毎年懸りは殖る」一方という状態に対応して、現金収入拡大の方途を探すことは、この経営よりも、さらに困難であつたろう。このようにみると、当時、農業発展の担い手と目されていた自作・自小作農にあつても、農業に専念するだけでは経営を維持できなかったことがわかる。

### 農民生活 の 変 化

以上にみた、明治後期における県下農家経済の様子は、農民の生活が、維新後三〇余年の間に大きく変わったことを物語っている。一九〇二（明治三十五）年「都筑郡中川村村是調査書」は、家の経済が、今では一村一郡一国の経済に密接に関係するようになったと述べ、村民の生活の旧幕・維新时期ころとの変化を次のように要約している。

昔は学問勝手だったが今は就学の義務がある。昔は畳・天井は贅沢とされたが今はこれが無くては人並でない。昔は衣服を買わず今は手織は少ない。昔は羽織袴は不要だったが今は時々入用となる。昔は草鞋懸けで半天・手拭を冠り握飯を持ち、今は下駄で羽織を着、帽子・洋傘を持つ。昔は太子講・稻荷講・地神講が休日、今は紀元節・天長節・新暦の一月一日も休む。昔は赤十字・婦人会もなく、今は各種団体に加入する。昔の手習は草紙に椎の実（注―太書き用の筆）、今は白紙に鉛筆。昔の百姓は腕で作物を作り、今の百姓は肥して作る。昔は大抵は自給で、不足は物品で交換し、今は大半買物で賄い、勘定はすべて金銭。昔の賄いは甚だ安く、今は入費が嵩む。収入は、昔は米麦粟豆の農作物のみ、今はその他に繭・菓細工・粗朶・車挽き・奉公稼ぎがある。

以上は農家経営の発展といつてよいであろう。しかし、それによって生活にゆとりができたわけでもないものであった。すなわち、昔は村の者が年々伊勢参りに出掛けたが、今は五年に一度位。昔は社寺も寄進で立派に拵えたが今は各自の住居さえ行き届かない。昔は、夏冬に仕着<sup>し</sup>を拵えたが、今は夏物一枚すら新調がむつかしい。昔は、盆・正月に三〇日休んだが今は半月も休まない。昔の祭は四、五日行ったが今は三日。昔は晩酌に手作りの濁酒を飲んだが今は買って甜める程度で、休日・祝日が減り、酒・煙草も仲々のめない。昔は百姓に心配なく、今は農家に楽しみが少ない……。

このように、「一村の繁栄及其発達を図らむがために将来に於て採るべき方針」―村是を定めるための調査書で、かえって昔

が懐なつしまれている。そして、その第五編経済の部は、「今の苦しみは明あつの楽しみを期し、朝の楽しみに夕の苦しみを忘れ、来者の益々好望なるを信じて、其楽境らくきやうに近くものなるを思ひ、以て現在の苦を忍び、過去の難を忘れ、唯だ一心不乱に去年よりも今年の方が……今年が悪くとも来年こそ……と一縷の望みを明日に残して其日其日を送らんとする而已」という語で結ばれている。

## 注

(1) 村是調査は、神奈川県農会の町村是調査規程にもとづき、まず一九〇二（明治三十五）年一月十三日―五月二日にかけて中郡豊田村で実施された。同村を最初に選んだのは、前述した県農会副会長福井準造の居村だったからと思われる。ついで、同年九月一日―十月三十日に都筑郡中川村、同じく九月一日―翌一九〇三年五月一日に足柄上郡金田村、また一九〇二年十一月二十一日―一九〇四年五月六日に高座郡綾瀬村で実施された。内容は、緒論・所在・戸口・土地・生業・風俗・損益・資産・参考・結論・村是の一一編にわたるぼう大なもので、当該郡の郡農会長を掛長、同村農会長を主任とする村是調査委員会を作り、数名の調査員を任命して、各戸調査を含む諸調査を行った。

(2) これは、当時県下農家一般にいえることであった。水田地帯である足柄上郡金田村のばあいも、一般に「米麦各四分粟二分」を常食とし、「米は一人一日二合即ち年分七斗三升あれば足るとなせり」（「村是調査書」）とされている。本文の農家も、この程度の混食であったらう。

## 第三節 農業団体の結成と農事改良政策の展開

### 一 農会と農事試験場

**神奈川県** 明治二〇年代に入ると、勸農に熱心な豪農有志によって県下各地に郡農会が結成された。これらは、「汎く農  
**農会の成立** 事ノ経験知識ヲ交換シ専ラ該業ノ改良進歩ヲ図ルヲ以テ目的ト」(都筑郡農会規則)して、ほぼ一郡の範囲で篤

農家を組織した任意団体で、講話会・農談会・農産物品評会・新品種作物等の試作・雑誌発行などを会の事業とした。

まず、一八八七(明治二十)年、大住郡上糴屋村の山口書輔は、大住・洵綾両郡の篤農・豪農を対象として神奈川県農会を結成した。これとほぼ時を同じくして(一八八七年十二月)、都筑郡では、下川井村桜井光興ら有志が、都筑郡農業会結成を決め、同会規則を定め会員募集を開始した。この会はやがて都筑郡農会と改称され、規則も改定され、翌一八八八年初めには、通常会員一八一人、特別会員二九人からなる都筑郡農会が発足した。この会の会員募集は、戸長役場によって、特定の「有志」に順達されていることから、これが県の指導によって行われたことがわかる(『資料編』17近代・現代(7)三六)。ついで、一八八九年六月には、橘樹郡農会規程が出来、橘樹郡農会が結成された。

神奈川県農会は、その後、一八九一(明治二十四)年に改組を行い、湘南農会と改称し、山口書輔が会長となった。同会は、小冊子ではあるが「湘南農会報告」を発行し(第一回二十四年四月、第二、第三回同年七月)、また、同年七月には、繭・生糸・大  
 小麦品評会(神奈川県農会時代から数えて三回目)を開催し、褒賞授与式には、県知事内海忠勝・大住・洵綾郡長曾根盛鎮も臨席

した。なお、この時の祝辞の中で郡長は、「本会ノ事業豈啻品評会ノミナラン、農事試験場設置ノ如キ、農業組合法ノ如キ、農具改良法ノ如キ、講究施設ヲ要スヘキモノ鮮カラス、之ヲ要スルニ本会ノ前途ハ甚タ有望ニシテ」云々と述べている。さらに、山口書輔は、すでに以前から小規模ながら個人で試作場を持ち、品種比較試験・肥料試験等が続けていた。

都筑郡農会の活動は、さらに活発であった(『資料編』17近代・現代(7)四一六ページ以下)。また、都筑郡では、都田村外一一か村が、一八九一年、田奈村恩田の土志田清兵衛から勸業資本金として、一八八九年七〇〇円、一八九〇年一〇〇〇円の寄附を受け、都田村川和(都筑郡農会の事務所所在地)に清兵衛農事試験場を設け、麦・稻・大豆・粟等の種類試験・肥料試験その他を開始した(郡制成立にともない郡農事試験場となる)。

こうして、県・郡の奨励下で豪農有志による勸業活動が拡大するなかで、一八九五(明治二十八)年、右郡農会を基礎にした全県的な組織、神奈川県農会の設立が企てられた。これは、一八九四年十二月東京で開かれた全国農事大会で決議された方針の実行として県の側から提起されたものである。そして、この県農会設立のために、まだ郡農会の結成をみていない郡での、郡農会設立が急ぎ行われた。一八九五年七月、県農会創立委員会(委員長 県内務部長荒川義太郎)は「県農会ハ郡農会成立ノ上ナラテハ其決議ノ完成ヲ期シ難キ義ニ有之候ニ付テハ郡農会ノ設立ハ実ニ目下ノ急務」として、「郡農会ヲ設立シ其規則並ニ役員会員名簿等ハ遅クモ来ル八月末日迄ニ県庁ニ差出ス」ことを申し合わせている。こうして、短期間のうちに、勸業活動の不活発な郡にも郡農会が形式的に作りあげられ、一方、既成の郡農会の農会規則も、県農会創立委員会が立案した郡農会会則案の通り、大幅な改正がなされた。こうして新定または改正された各郡農会規則は、必ずしも一様ではない。会員の資格も、久良岐・橘樹・足柄下郡では「本会ハ町村農会員ヲ以テ組織ス」とされ、町村農会の設立がすでに前提されている。ただし、久良岐・橘樹郡は、「但町村農会ノ設ケ整頓スル迄ハ会員組織トス」(橘樹)等として過渡的に会員組織をとるとし、同様に高

座郡も、「町村農会員及農事篤志者ヲ以テ組織ス」と定めている。これに対して、鎌倉・三浦・愛甲・津久井郡は、「本会ハ有志者ヲ以テ組織ス」とし、都筑郡は、会員資格にふれず「会員タラント欲スル者ハ最寄幹事ニ申込ヘシ」としているにすぎない。大住・洵綾と足柄上郡は、両者の中間で、「本会ハ町村農事有志者ヲ以テ組織ス」（大住・洵綾）等と定めている。以上のうち、久良岐・橘樹・足柄下・高座郡は、会の経費も、「各町村農会ニ於テ負担スル」ことを原則としており、少なくともこれら郡では、町村農会―郡農会―県農会という系統組織を作ることが意図されていた。これに対し、鎌倉郡では会員の会費を一か年五〇銭、津久井郡では一か年三〇銭とし、三浦・足柄上・愛甲郡は、「本会ノ経費ハ会員ノ負担トス」と定めている。また、都筑郡は「本会ノ経費ハ会員ノ会費及都筑郡都田村外十一ヶ村組合補助金ヲ以テ支弁ス」とし、会費は年一〇銭と定めている（発足当初の規則では、特別会員が年六〇銭、通常会員が二銭であった）。

以上の各郡農会規則整備のなかに、一八九四（明治二十七年）年十一月全国農事大会で打ち出された前田正名・玉利喜造・沢野淳らによる系統農会組織化の意図が明瞭にあらわれている。しかし、これはまだ全体を支配するにはいたっていない。とくに、早くから、最も活発に活動していた都筑郡農会では、改正規則においても、会長・幹事は会員の互選によることを明記するなど、依然として従来の有志者の結合という性格を色濃く残していた。前田らが分離した後の大日本農会は、横井時敬らによって、篤志者による研究連絡機関という性格を強くするのであるが、都筑郡農会・湘南農会などのこれまでの活動は、むしろこうした大日本農会とあい通ずるものがあった（なお、大住・洵綾郡の湘南農会は、その指導的人物山口書輔が、一八九四年六月早逝し、活動が頓挫していた）。横井と対立した前田ら全国農事会派の意図は、活動が不活発な郡に急ぎ作られた農会の規則において実現しているといえる。このような不統一を内部に孕みながら、神奈川県農会は一八九五（明治二十八年）年十一月二十九日、発会式が農商務大臣榎本武揚を迎えて華かに挙行された。



表3-49 神奈川県農会の歳入中・会費・補助金比率（1901—08年）

		1901年度		1902年度		1903年度		1904年度	
収 入 合 計		円	%	円	%	円	%	円	%
	会 費	5,054	(100.0)	6,620	(100.0)	7,163	(100.0)	8,295	(100.0)
	うち 国庫補助金	1,746	(34.5)	2,000	(30.2)	2,000	(27.9)	2,000	(24.1)
	県費補助金	2,387	(47.2)	2,408	(36.4)	2,495	(34.8)	2,364	(28.5)
	補助金計	690	(13.7)	2,000	(30.2)	2,408	(33.6)	3,000	(36.2)
	補助金計	3,077	(60.9)	4,408	(66.6)	4,903	(68.4)	5,364	(64.7)
		1905年度		1906年度		1907年度		1908年度	
収 入 合 計		円	%	円	%	円	%	円	%
	会 費	8,340	(100.0)	9,220	(100.0)	12,900	(100.0)	10,422	(100.0)
	うち 国庫補助金	2,700	(32.4)	2,700	(29.3)	3,000	(23.3)	3,600	(34.5)
	県費補助金	1,649	(19.8)	1,991	(21.6)	4,000	(31.0)	3,101	(29.8)
	補助金計	3,000	(35.9)	3,000	(32.5)	5,000	(38.8)	3,000	(28.8)
	補助金計	4,649	(55.7)	4,991	(54.1)	0,000	(69.8)	6,101	(58.5)

注 「神奈川県統計書」より作成

以後県農会は、発足当初にみられた内部の不備・不統一を急速に払拭し、県勸農政策の農民への伝達機関としての性格を強めていった。従来農会活動のなかった郡では、県・郡からの補助金支出と指導とによって、急速に村農会が作られていった。また、篤農の自主的な活動がみられた都筑郡でも、一八九七（明治三十）年一月、郡農会規則の「村農会員ヲ以テ郡農会員ト」する内容への全面改定が行われた。新規則は、形式上は極めて整備されているが、内容的には空疎なものとなり、会費の徴収等についても、「会費ノ分賦及収入ハ本会ノ決議ニ従ヒ之ヲ徴収ス」、「本会ノ経費ハ其ノ年度ノ歳入ヲ以テ支弁スヘシ」等とあるのみである。しかし、この全面改定が行った、文書による事務処理・歳入出予算書の調製・経費精算書の作成等々処務・会計についての諸規定の整備は、県・郡からの補助金交付のために必要不可欠のものであった。こうして農会は県・町・村に系統化し、行政執行機関としての形式性を急速に整えるにいたった。一八九九（明治三十二）年農会法の成立は、この動きを一層促進させた。いま、一九〇一年以降における県農会の歳入中、国庫・県費補助金の比重は（表三・四九）、日露戦争期に国庫補助の減少によって一時五割前後に低下したが、他の年は六割以上の高さを常に保つ



ている。ここから明らかのように、県農会の活動は、補助金によって支えられ、篤農有志の会費による運営という自主性は完全に失われている。

### 農事試験場の設置

農事試験場の設置は、神奈川県農会結成の際、同会のなすべき事業の主要なものと考えられていた。それは、前述県農会規則が、同会が施行すべき事項一一項目を列挙した冒頭に、「農事試験場ヲ設クル事」を掲げたことからもうかがえる。一八九五(明治二十八)年一月、県関係者が、一八九四年十二月全国農事大会決議の方針に従い、県農会創立を県下有志者と協議した際にも、農事試験場設置は、「県農会ヲ開設スルニ方リ」議定すべき要項の一つに入れられていた(『資料編』17近代・現代(7)言)。この協議で県が示した構想は、県農会―農事試験場・農事専門技師の招聘、郡農会―試験田・農事試験掛の雇用というものであった。なお、一八九六年、津久井郡青根村で村農会が創立された際、村農長(村長)から、村立農事試作場設置が提案されている(「未タ創始ニ属スルヲ以テ暫時延期」に決定)ところから推すと、県・郡・町村の段階に、それぞれ試験場・試作地を置くことが考えられていたと思われる。一八九六(明治二十九)年六月三十日県告示第九七号による神奈川県農事試験場の設置(七月一日から開業)は、右の構想の具体化にほかならない。これより先、一八九五年の県会で、県立農事試験場設置が可決され、それにもとづき一八九六年五月から橘樹郡保土ヶ谷町岡野欣之助が寄付した岡野新田所在水田一町歩、畑・敷地一町四反七畝、計二町四反七畝の地を用地として、建物(本屋三一坪余、農具室・収納舎三〇坪、肥料舎・家畜舎・農夫室二四坪)の建築・圃場整備が始められ、七月一日に開業した。こうして、一八九六年にとにかくも夏作物播種・田植がなされたが、本格的な活動は、「神奈川県農事試験場事務取扱規程」(明治三十年一月十八日庁訓第四七号)が定められた、翌一八九七(明治三十)年を初めとする(山田宗孝・今村新・神戸正『神奈川県農業試験場史』)。場長は技師矢崎亥八、外に技手下山恪三、書記兼技師村山才次郎の二人というきわめて小規模な構成であった(外に農夫・小使若干名を雇用)。

表3 - 50 明治30年(1897)代における郡立農事試験場一覧

試験場名	所在	設立(廃止)年月	圃場面積		
			田	畑	計
久良岐郡農事試験場	日下村笹下	1901. 9(1907)	反 1.108	反 1.713	反 2.821
橘樹郡 "	御幸村下平間	1900. 8(1909)	4.802	2.609	7.411
都筑郡 "	都田村川和	1891.10(1909)	1.405	1.617	3.022
三浦郡 "	豊島町公郷	1900. 4(1907)	1.319	2.000	3.319
鎌倉郡 "	戸塚町戸塚	1900 (1907)	1.101	1.528	2.629
高座郡 "	御所見村用田	1900 (1907)	1.000	1.000	2.000
同分場	溝村上溝	1900 (1906)	0.517	1.212	1.729
同分場	藤沢町大坂町	1902. 4( ? )			8.200
中郡農事試験場	金目村片岡	1900. 4(1907)	2.222	1.927	4.219
足柄上郡 "	松田村松田惣領	1900. 4(1907)	2.704	1.020	3.724
足柄下郡 "	蘆子村中島	1900. 5(1907)	1.222	1.100	2.322
愛甲郡 "	妻田村	1900. 4(1907)	1.609	1.324	3.003
津久井郡 "	中野村川和	1900. 6(1907)	—	3.211	3.211

注 【神奈川県統計書】その他より作成

ついで一九〇〇(明治三十三)年二月、県令第一五号「郡農事試験場処務規程」が定められ、これにもとづいて各郡で一斉に郡立農事試験場が開設された(表三一五〇)。都筑郡だけは、県立農事試験場よりも古い歴史をもつ、前述清兵衛農事試験場を改称し郡農事試験場としたが、ほかは、一九〇〇年に急遽設定したもので、その面積もほとんどが二、三反程度にすぎなかった。しかし、高座郡では、このほか町村農会に補助金を交付して試作場を設置させ、郡農事試験場長の監督下で種々の試験を行った。一九〇一年度には、明治・松林・茅ヶ崎・鶴嶺・寒川・小出・有馬・海老名・座間・田名・大沢・相原の一二か村農会に試作地が設けられている。こうして、前述した県農会設立の際の構想は、曲りなりにも実現をみた。

その後、県農事試験場は、一九〇七(明治四十)年六月県令第六二号「神奈川県立試験場規則」(明治四十三年二月県令第七号、大正二年三月県令第三九号で改正)が制定され、試験場の管掌事項が詳細になるとともに、職員(場長・技師・技手・書記)の分掌が明確化された。こうして職員は場長・技師三名(種芸・化学・園芸)、技手

六名（病虫・畜産・種芸二名・化学・園芸）という陣容に強化された。ついで、一九〇八年二月には、試験場を保土ヶ谷町帷子かすねの地（建物敷地三反歩、田一町四反三畝内二毛作田八反三畝、畑二町八反九畝内蔬菜試験地七反二畝、果樹見本園六反八畝）に移転した。この地は、一九〇二年、やはり岡野欣之助の寄付で取得し、一九〇七年から移転工事に入り、一九〇八年二月竣工・移転を行ったものである。また同じ一九〇八（明治四十一）年四月には、中郡吾妻村（現在 二宮町）に園芸部分場設置が定まり、同年から一九一一年にかけて、敷地の整備・事務所建設・果樹植付を行い、技師一名・技手一名・助手一名・外に常備農夫数名という陣容で業務を開始した。一九一四（大正三）年には、蔬菜部も、本場から移転してきている。さらに一九〇九（明治四十二）年四月、高座郡藤沢町の二町三畝余の地に蚕業科（のちに蚕業部、一九一三年四月、神奈川県立原蚕種製造所となる）が設置され、同年から一九一〇年にかけて、試験桑園・生徒実習園・建物（本館の外伝習室・試験室・乾繭舎・堆肥舎等）が整備され、一九一一年から試験研究を開始した。

こうした県農事試験場の整備強化とともに、一九〇七—一九〇九年にかけて施設が貧弱な郡農事試験場が廃止された。財源の貧困とそれに基因する県会の消極的姿勢にもとづくものであった。しかし、三浦郡では、一九〇七（明治四十）年九月、郡農会試作場設置規程を作り、郡農会が補助金を出し、郡下三一六か所に五畝—一反ほどの試作地を設け、郡内重要作物の模範耕作法の展示と応用試験、良種子の増殖などを行い、また、高座郡も、一九一〇年以降甘藷模範場を郡内数か所に設け（前述）、中郡では一九一三年、郡農会が金目村片岡に模範園芸場（圃場六反）を設立し、郡農業技術員監督の下に技術員一名、農夫・農婦各一名を置き、果樹模範栽培、果樹苗木立配付、蔬菜種子採取配布、園芸生産物加工品製造、園芸組合指導、講習・実習会、見習生養成などを開始するなどの動きがみられた。

**農事試験場の役割** 農事試験場は、場内での各種試験に止まらず、その「有益ナル試験成績ヲ普及セシメ」（明治二十七年農商務省訓令二七号「府県農事試験場規程」）るため、講話・種苗の配付・報告の刊行・模範圃の設置などを行うとされて

いた。これをうけて、神奈川農事試験場でも、実施事項として、「種類・選種・耕耘・栽植・肥培・収穫・貯蔵・製造・耕地・農具・病虫等ニ関スル試験」のほか、講話・種苗の配付など、場外における農民指導活動も規定していた（同場事務取扱規程）。郡農事試験場の実施事項もこれに準ずるものであるが、圃場設備が貧弱なため、事実上は、農事試験場よりも一層農民指導活動に重点が傾いていた。県と、県・郡農事試験場とは、郡農事試験場長会（協議会）を定期的に開き、県下農事改良の具体策を協議・決定した。この内容を一九〇二（明治三十五）年についてみれば、次のようなものであった。

○四月二二―二五日。参加者―郡農事試験場長一名。昌谷県第四課長、高橋農事試験場長、平野属、草柳・富樫農事試験場技手、下山農事試験場。知事諮問事項―一 稲作及麦作改良法ヲ普及セシムル方法如何、二 農事講習会ノ状況如何、三 耕地整理ヲ普及セシムル方針如何。議題―農事試験提案、一 水田ニ雑生セル水稗芟除ノ件、二 稲架乾燥法励行ノ件、三 町村試作地ニ関スル件、四 本年度夏作試験設計ニ関スル件、五 各郡農事試験場ニ広面積ノ模範田ヲ設ケ其收支計算ヲ精査シテ公表スル可否如何、六 各郡主要作物收支計算表ヲ編製スル件、七 農家副業ニ関スル件、八 本農事試験場ニ対スル希望如何、九 第五回勸業博覧会出品ニ対スル件、一〇 農事調査ニ関スル件。（前回よりの持越し議題）農家ニ奨励スヘキ模範堆積場ノ構造及経費ノ程度如何。（三浦郡農事試験提案）農業労働者減少ヲ来シ経営者ノ困難少カラサル傾アリ之ニ対シ如何ナル方針ヲ採ルヘキヤ。（農事試験提案）農事奨励ノ為メ県庁勸業主任者農事試験場員及農事技師ヲ一団トシ巡回講話ヲナスノ可否如何（決議「可トス」）。

○九月二三―二六日。知事諮問事項―一 米ノ種類改良の方法如何、二 農家副業の状況如何、三 農作物病虫害の現況及び其駆除予防を普及せしむる方法如何。議題―一 試作物調査方法の件、二 共同購入及共同販売の実行策如何、三 農具改良の方法如何、四 麦作経済試験施行の可否若し可とせば其方法如何。

以上から明らかのように、当時の農事試験場にあつては、圃場試験は、その活動の一部にすぎず、場外活動―県の農事改良策の実施に重要な役割を果たしている。また、例えば、水稗芟除につき「郡町村農会ヲシテ芟除規約ヲ設ケシメ……」と決議しているように、系統農会と一体化して、農事改良策実施が図られている。県知事・郡長・町村長がそれぞれの段階の農会長に任じ、補助金によって活動が定まる農会は、こうして国―県の農事改良政策の実施機関となつたのであつた。

## 二 農事改良政策の展開

### 農政の基調

明治三〇年代から大正初期にいたる農政の基調は、一九〇三（明治三十六）年十月、農商務省の農会への諭達に集大成されている。この諭達は、これまで農事の改良増殖に関する試験研究が、農事試験場その他の機関で着々進められ実際に適用すべき成績も少なくないのにかかわらず、「世間之を实地に施行して効果を挙たる者多からざるは極めて遺憾」であるとして、一四項目をあげて農会にその実施を求めたもので、農事改良における農事試験場と農会との関係が明示されている。

この諭達一四項は次の通りで、神奈川県下でもその多くはすでに実施の努力が始められていた。

大麦種子の塩水選、麦黒穂の予防、短冊形共同苗代、通し苗代の廃止、稲苗の正条植、重要作物・果樹・蚕種等良種の繁殖、良種牧草の栽培、夏秋蚕用桑園の特設、堆肥の改良、良種農具の普及、牛馬耕の実施、家禽の飼養、耕地整理の施行、産業組合の設立。右のうち最初の五項目は、とくに、「市町村農会に於て規定を設け会員をして挙て之を実行を期すべし」とされた。

神奈川県、この時期における農事改良策も、すべて基本的には右諭達の内容に沿つて実施された。実施の方法は、県（および県

表3-51 神奈川県における農事改良の主要措置（1897—1916年）

年次	事項
1897	町村農会苗代品評会準則・町村農会麦作品評会準則を定める 害虫駆除予防法施行規則を定める
1899	稲作品評会準則を定める〔肥料取締法・農会法・耕地整理法公布〕
1900	農事試験場補助規程・郡農事試験場規程を定める〔産業組合法公布〕
1901	稲作改良奨励方を訓令（塩水選・短冊苗代・定規植）、農事講習会規程を定める
1902	高座郡立蚕業講習所を大和村に開設（1903年開業） 県農会に嘱託技術員を置き養蚕奨励を担当させる 津久井郡蚕業学校を三ヶ木村に設置 県農試 保土ヶ谷試験地を設定
1903	神奈川蚕種業同業組合創立（事務所は愛甲郡厚木町）〔農商務省農会に「農事の改良増殖に関する論達」〕
1904	県農会に養蚕専任の技術員を置く 煙草専売法公布にともない専売局桑野試験場開設
1905	共同苗代設置奨励の件訓令
1906	県に蚕業技術員を置く、県は耕地整理事業を県農会に委託施行させる（神奈川農会・郡農会補助金交付規定を定める） 害虫駆除予防法施行規則改正（1920年改正）
1907	県農試 養育科（のち畜産科）開設 神奈川県立農事試験場規則、同処務規則、同分析規則 県農会に養蚕奨励指定補助を行う（神奈川農会・都市農会奨励規則を定める）、産業組合法施行細則・取扱手続を定める 高座・中郡農会、大日本麦酒株式会社とゴールデンメロンの共同取引を約定
1908	共同乾繭所設置補助規則（1916年で打ち切り） 高座郡養蚕技術員を常置 県農試 保土ヶ谷試験地へ移転 県農試 中郡吾妻村二宮に園芸部設置 種苗・種禽・種兔・種豚払下規則を定む
1909	都筑郡に養蚕技術員を常置 厚木町に蚕病予防事務所を設置 県農試 藤沢町に蚕業科を設置、また、病理昆虫科を設置
1910	神奈川農事試験場蚕業講習及研究科規則を定める 県農試に蚕業部設置 県の常置蚕業技術員を製糸奨励専任とする 平塚町に県立桑苗養成所を設置（1917年廃止）し桑園改良のため技術員を置く（1918年から県庁勤務） 種牡豚種付規定を定める 神奈川製糸同業組合創立

- 蚕種統一調査会設置  
 (本年度から県は県農会に補助金を交付し養蚕組合設立を奨励)
- 1911 神奈川県蚕業取締所規程, 蚕糸業法施行手続, 蚕種配付規則を制定  
 県下5か所に採種圃を置き, 米麦優良種子を配布する
- 1912 厚木町蚕業予防事務所を蚕業取締所と改称  
 神奈川県地方種繭審査会を設置, 神奈川県農務課に園芸奨励官を置く  
 病虫害予防委員規程を定める  
 県農試蚕業部で第1回製糸講習会を開く(以後年1回開催)  
 (本年度から県は郡農会に補助金を交付し郡蚕業技術員設置を奨励)  
 県農試 耕種模範耕作地を本郷村笹岡, 金目村南金目に設置(年間収支も調査)
- 1913 県農試 蚕業部は県原蚕種製造所として分離し, 原蚕種の配布に着手  
 米麦の病虫害予防に関する件を告諭(1914年廃止)  
 大日本蚕糸会神奈川支会創立, 相川蜜柑同業組合創立
- 1914 病虫害予防委員規程を定める(1920年改正)  
 津久井郡日連村に蚕業取締所臨時出張所を置く
- 1915 中郡吾妻村・二ノ宮村・津久井郡中野村に蚕業取締所の支所を置く  
 稲架乾燥督励に関する件の通牒を発する
- 1916 県養蚕組合設置奨励規則を定める  
 病虫害予防奨励規則を定める  
 稲草採取奨励に関する件の通牒を発する

注 大正10年『神奈川県普通農事要覧』, 大正12年『神奈川県之蚕糸業』, 昭和30年『神奈川県農事試験場史』その他から作成。〔 〕は全国事項。

農事試験場)―郡(および郡農事試験場)―町村という行政機構と、県農会―郡農会―町村農会という系統農会組織の双方を通して、各種農事改良の実施を農民に強制しようというものであった。そのために、県・郡は種々の令達(告諭・諭告、訓令・令・達・告示・通牒)を発し、また、補助金・奨励金を交付して、実施を促がした。県・郡農会も、これに応じて総会・評議員会・郡農会長協議会・郡農事試験場会議等で実施の具体案を決定しつつ、随時、各種の規程を作り町村農会を通し、農民に実行を強制した。以上の実施方法の特色は、上から規則・規程と補助金・奨励金をもって、農民に農事改良を強制する点にあり、農民は、講話会・講習会などで啓蒙はうけるが、自らの経験や意見によって自主的に行動する余地を与えられなかった。この時期、農事改良のために県・農会などがとった主要措置を年表で示すと表三一五一のごとくになる。その他、県の年々異

なる補助金交付に応じ、県農会は、種々の補助金交付規程等を随時定めているが、徒らに煩雑となるので省略した。

### 日露戦後の 農事改良

一九〇六（明治三十九）年二月十五日、県庁内で開かれた郡農会長協議会で、県農会長周布公平は一場の演達を行い、日露戦後経営にあたって、県農会のとるべき方針を披歴した（なお、この会議は、県農会長が県知事であり、郡農会長が郡長なのであるから、実質は郡長会議と変わらない）。それによれば、日露戦争終結までの県下農会が実施・経営した事業は、主に米麦耕種方法の改良とその收穫増加とを目的としたものであった。それによって農業生産の増大については「漸次其の実功」があらわれているが、農業の商品経済的發展については考慮されることなく、「要するに増殖したる農産物をして、最も収益多からしむべき有効なる経済的の施設が未だ振作せられざるは甚だ遺憾」であるとする。よって、日露戦争の戦後経営にあたっては、農業の商品経済的發展、なかでもそのための農業諸団体（産業組合その他）の成立を助成することが、「最も機宜」に適したことであった。そして、一九〇六―一九〇八年度の三か年間に県・郡農会がなすべき事業を大要表三―五二のごとく提議し、「協定」をみた（『神奈川農會報』第二八号）。このうち、「農業組合を奨励する」事業が、日露戦後新たに加えられた事項である。一九〇七（明治四十）年、高座・中郡農会が、郡内で生産されるゴールデンメロン種の大麦を大日本麦酒株式会社と特約して共同販売することになったのは（表三―五二）、この種事業の主な成果の一つであった。

### 耕地整理の 進捗状況

前述した一九〇六（明治三十九）―一九〇八年度の農事改良事業の一つの柱となっている耕地整理事業は、神奈川県では、一八九五（明治二十八）年郡農会創設の際すでに実施の意図が示されていた。すなわち、同年の久良岐・鎌倉・高座・三浦・大住・洵綾・足柄上・足柄下・愛甲の諸郡農会規則には、郡農会の施行すべき事項の二に「耕地区画改良ノ模範ヲ示スコト」が掲げられている。いずれも同文であることから県の指導によるものと思われる。しかし、それが実際に日程にのぼったのは、一八九九（明治三十二）年耕地整理法公布の二年後であった。一九〇一年十月に開かれた郡農会長協





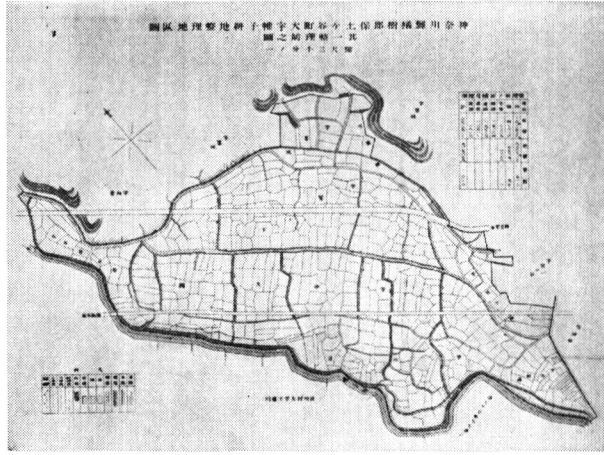
表3-53 神奈川県における耕地整理の進行  
(1913—大正2一年までに工事完了の分)

耕地整理地区名	地区内 耕地面積	工事着手 年月日	工事完了 年月日
高座郡藤沢町(旧明治村)大庭	町 5.4	明治 35. 2. 26	明治 37. 6. 15
橘樹郡保土ヶ谷町帷子	22.3	36.12.26	37. 6. 15
中郡豊田村	41.3	36.12.30	37. 5. 5
足柄下郡豊川村・上府中村連合	56.4	37. 1. 30	39. 5. 23
愛甲郡南毛利村・厚木町連合	233.2	37.12. 3	38.10.15
中郡金田村寺田繩	36.4	38. 1. 30	39. 3. 8
中郡金田村入野長持	40.3	38. 4. 15	39. 6. 11
横浜市岡野町	13.8	39. 5. 18	42.12.24
都筑郡都田村	78.7	39. 8. 25	44.12.21
鎌倉郡戸塚町外3か村連合	226.5	40. 1. 15	43. 6. 20
橘樹郡保土ヶ谷町帷子第二	11.8	42. 2. 21	43. 6. 20
高座郡大沢村大島	8.1	42.10.12	43. 2. 10
津久井郡日連村	7.7	42.10.15	42.12.18
愛甲郡及川村	22.7	43.12. 8	44. 3. 28
足柄下郡下曾我村外2か村連合	48.7	44. 2. 10	44. 8. 30
足柄下郡足柄村第一	46.1	44. 2. 25	大正 1. 9. 21
愛甲郡依知村第一	21.7	44. 2. 26	明治 45. 5. 7
足柄下郡足柄村第二	28.9	44. 5. 2	大正 1. 8. 18
中郡土沢村第一	20.5	44. 4. 30	2. 5. 25
足柄下郡足柄村第三	27.7	44. 6. 8	2. 8. 10
中郡大野村中原	24.3	大正 1. 8. 26	2. 8. 20
高座郡田名村第一	17.9	2. 1. 21	2. 5. 15

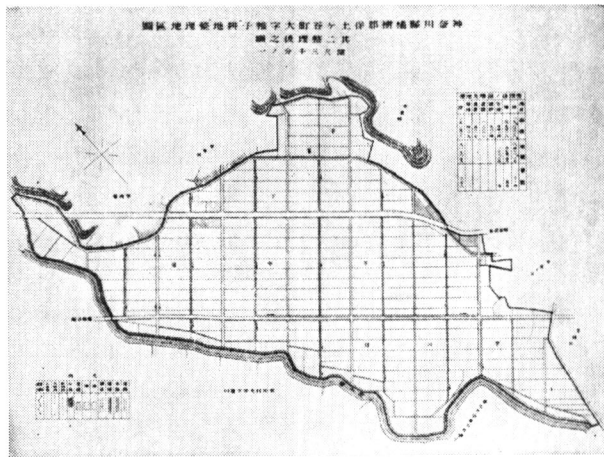
注 『神奈川県統計書』より作成

を申請し、同月二十五日知事の認可を得て、二十六日工事に着手し、四月五日竣工をみた。同月十二日には県知事・書記官・参事官・県農事試験場長・県農会役員その他県議員・郡村吏を招待して、盛大に竣工式が行われた。この耕地整理の結果、旧耕地田五町一反余、畑三反六畝余、計五町四反七畝三步が、田五町七反三畝となり、二反五畝二七歩の増歩となり、平均田二畝六歩、畑一畝一三步であった一筆が、七畝一三步余に拡大された。これが本県での耕地整

議会は、議題の二に「耕地整理ノ奨励ニ関スル件」をとりあげ「一模範整理ヲナスコト、二設計ヨリ監督マテノ勞ヲ(郡農会が)執ルコト、三補助金ヲ交付スルコト」を定めたが、その模範地に高座郡明治村(のち藤沢町に入る)大庭宇広池が選定され、同年十二月十八日耕地整理の発起認可を申請し、一九〇二年一月二十七日農商務大臣の認可を得、二月三日施行認可



耕地整理前（保土ヶ谷町帷子） 『神奈川県農會報』第22号より



耕地整理後（保土ヶ谷町帷子） 『神奈川県農會報』第22号より

になると、かえって事業は小規模なものが多くなり、整理実施面積の増大は鈍化している。これらの耕地整理は、中郡豊田村の例が示すように（前掲「村是調査書」、馬耕普及を意図してはいなかった。区画整理による水田面積の増大、溝渠道路整備による乾田二毛作化と肥培運搬の便利化等が目標とされ、当事者は、主に土地所有者にとっての利益を強調していた。

理の第一着である。ついで久良岐郡金沢村泥龜新田・中郡豊田村・橘樹郡保土ヶ谷町帷子で、それぞれ企画・設計が進められたが、泥龜新田ではついに実現をみなかった。その後の事業拡大は必ずしも顕著とはいえず、一九〇六―一九〇八年度でも、着手は三か所に止まっている（表三一・五三）。一九〇九（明治四十二）年

耕地整理法の大改正後

表3-54 1913(大正2), 14年 中郡農会奨励費支出予算額

項 目 (内 容)	1913年	1914年
農事改良奨励費(共同苗代・堆肥舎等の奨励)	200 <sup>円</sup>	100 <sup>円</sup>
米麦種類改良奨励費(原種田圃設置奨励)	81	150
病虫害駆除予防奨励費(農作物病虫害・穀倉害虫防除奨励)	180	200
桑苗共同購入奨励費(1か所5円ずつ20か所分)	—	100
共同購入販売仲介費(肥料種苗その他農具購入・落花生販売等の仲介)	100	100
産業組合設立奨励費(組合設置の奨励)	21	21
同業組合奨励費(ミカン・落花生・俵装同業組合設置の奨励)	—	60
農家副業奨励費(実習教師派遣手当その他)	60	30
農業技術者養成奨励費(農業学校別科入学者奨励一部生5円ずつ94人分, 二部生1円ずつ54人分)	—	324
計	642	1,085

注 『神奈川県中郡報』第6号より作成

ところで、以上の本県での耕地整理の進捗状況は、全国的にみて、必ずしも立ち遅れてはいない(『日本農業発達史』第四卷二二八ページ)。それは神奈川県が畑作県であるにもかかわらず、当時の農政の方針に従って水田における農事改良に力を注いだことの結果なのであって、むしろ、本県の農政が国の農政にたいして自主性を欠いていることの証左にほかならなかった。

**共同苗代の実施状況** この傾向は、また、共同苗代の奨励についてもみることもできる。一九一三(大正二)、一四年の中郡農会支出奨励費は、六一九項を数え、うち三項目が全国共通の普通農事関係、三―五項目が日露戦後期に特徴的な商品経済発展に対応する農事改良への奨励費で、その項目は増加の傾向にあった(表三―五四)。しかし、項目は多様であるが、その奨励金額は僅少であった。それが増額された一九一四年でも、普通農事改良事項の金額を下回っている。普通農事改良事項のうち最大額を占めるのは、病虫害駆除予防奨励費であるが、その主なものは「小学校生徒ヲシテ教員監督ノ下ニ稲苗代期ニ於テ害虫ヲ駆除セシメ之ニ対シ金錢又ハ学用品ヲ交付」するもので、他に麦奴予防・「稲鞘枯ノ採取」の奨励と、穀倉害虫駆除を施行した時に支出された。これに